

## 平成24事業年度 事業報告書 (検査検定業務)

平成24事業年度における日本小型船舶検査機構の検査検定業務の実施状況は、次のとおりである。

### 1. 検査検定等の業務

区 分	実 績	備 考
定期検査	60,770隻	
中間検査	52,785隻	
臨時検査・臨時航行検査	7,786隻	
予備検査	18,822件	
検定	237,688件	
準備検査	0件	
標準適合検査	8件	
その他	36,151件	船舶検査証書の書換、船舶検査手帳の再交付等

### 2. 検査検定等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 検査検定業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 検査場等の整備
- (3) 職員の研修

### 3. 検査検定業務に係る調査、企画業務

### 4. 受検案内等広報の業務

- (1) 小型船舶に関する安全思想の普及、検査制度の周知等の広報
- (2) 小型船舶の所有者に対する受検案内等の受検時期の周知

## 平成24事業年度 事業報告書（原動機放出量確認等業務）

平成24事業年度における日本小型船舶検査機構の原動機放出量確認等業務の実施状況は、次のとおりである。

### 1. 原動機放出量確認等の業務

区 分	実 績	備 考
原動機放出量確認等	1,705件	
その他	15件	原動機証書の再交付等

### 2. 原動機放出量確認等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 原動機放出量確認等の業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 職員の研修

### 3. 原動機放出量確認等に関する広報業務

## 平成24事業年度 事業報告書 (登録測度業務)

平成24事業年度における日本小型船舶検査機構の登録測度業務の実施状況は、次のとおりである。

### 1. 登録測度等の業務

区 分	実 績	備 考
新規登録	8,597隻	
変更・移転・抹消登録等	58,531隻	
登録事項証明書等	4,185件	
その他	15,056件	船舶番号用県名ステッカーの提供

### 2. 登録測度等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 登録測度の業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 職員の研修

### 3. 登録等に関する広報業務

## 平成24事業年度 事業報告書（調査、試験及び研究業務）

平成24事業年度における日本小型船舶検査機構の調査、試験及び研究事業の実施状況は、次のとおりである。

### 1. 調査、試験及び研究等の業務

#### 川下り船等の安全性に関する調査研究

平成23年8月、川下り観光を目的とした旅客船第十一天竜丸(船頭2人、乗客21人)が、天竜川を下流に向けて航行中、岩場に乗り揚げた後に転覆して、乗客4人及び船頭1人が死亡、乗客5人が負傷する事故が発生した。

現在、約100事業者が全国の河川において、第十一天竜丸と同様の川下り観光を目的とした旅客船を運航していることから、学識経験者、川下り船事業者、ラフティング関係者、救助機関(警察・消防)、救命器具メーカー等からなる委員会を設置し、有効かつ実現の可能性のある安全対策を調査・検討した。また、平成24年12月に運輸安全委員会が公表した事故調査報告書を踏まえ、本調査研究の報告書を取りまとめるとともに、川下り船事業者が的確な安全対策を講じるためのガイドライン(案)を取りまとめた。

このガイドライン(案)は、国が設置した検討委員会に引き継いで最終化され、併せてライフジャケット着用促進ポスターが作成された。

なお、国土交通省は、平成25年度の小型船舶に対する安全確保対策において、運輸局等の職員による全国の川下り船事業者への訪問指導を実施する予定であり、その際、本ガイドライン及びポスターを配布することとしている。

#### 波浪中を航走する小型高速旅客船における乗客の安全性に関する調査研究

近年、小型高速旅客船が波浪中を高速で航行した際の激しい縦動揺により乗客が負傷(腰椎圧迫骨折)する事故が散発している。このため、学識経験者、造船会社、シートメーカー、関係団体等からなる委員会を設置し、同様の事故の再発防止に資するため、乗客が受ける衝撃を緩和する方策についてソフト(運航指針等)及びハード(座席等の設備)の両面から調査・検討を行う。

なお、本調査研究は、平成24年度当初計画では予定されていなかったが、平成24年6月に発生したあんえい号事故を受け、「社会的要請により緊急に対応が必要な調査研究」として、年度途中に計画、実施された事案であり、平成25年3月6日に第1回検討委員会を実施した。平成25年度も継続実施する。

#### (一財)日本船舶技術研究協会への調査委託(継続)

小型船舶検査の専門的機関である日本小型船舶検査機構としては、国内基準と国際基準、規格との整合性を図る必要があり、また、その業務は継続的に行う必要があるため、平成17年度以降、船舶関係のISO基準に関する審議に参加し、我が国の窓口の機能を果たしている(一財)日本船舶技術研究協会に国際基準調査分担金を支払い、調査を委託している。

### 2. 調査、試験及び研究等に関する広報業務

小型船舶の安全性の向上や船舶所有者の利便性向上に大きく寄与する調査研究の成果について、以下のような手法で社会へ周知・広報を行った。

機構ホームページへの調査研究報告書等の掲載

安全対策ガイドライン及び安全啓発ポスターの作成(川下り船等の安全対策)

研究委託先の研究機関における成果発表会等の活用